

議会改革特別委員会会議録

[平成24年 9月11日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成24年 9月11日
午前11時00分 開会
午後 2時01分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	柏 木 剛
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	原 口 育 大
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	熊 田 司
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	楠 和 廣

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 会派代表者会議での意見について…………… 3
2. 南あわじ市議会基本条例運用基準（案）について…………… 4
3. 議会改革特別委員会調査報告書について…………… 4 1
4. 今後の日程について…………… 4 1
5. その他…………… 4 1

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成24年 9月11日(火)

(開会 午前11時00分)

(閉会 午後 2時01分)

○柏木 剛委員長 では、開会したいと思います。

4日間にわたります一般質問終わった後で、大変委員の皆さん、お疲れさんと思います。が、改めまして議会改革特別委員会、これから開きたいと思いますので、お疲れさんのところですが、よろしくお願いします。

本日は、議会改革特別委員会ということで、次第をお配りしております。まず1点、会派代表者会議の意見について、2つ目は南あわじ市議会基本条例運用基準案について、これ別紙1ということをつけております、3つ目は議会改革特別委員会調査報告書についてということで別紙2をつけております。4番目には、これからの日程ということで、そういう格好で議事を進めていきたいと思っております。

まず1番の会派代表者会議というのを8月30日、9月7日の日に実施しております。これは主として別紙1でお配りしました基本条例運用基準ということにつきまして御意見があればということでお聞きしました。自由討議、議会報告会、反問権というようなところで絞って運用基準つくったんですけども、特にその場で出た意見ということをお紹介しますと、反問権に関して意見が出ております。1つは、反問権は本会議で実施して、委員会では市長の出席が少ないので、本会議でいいのではないのかという意見がある一方、逆に、反問権は委員会のみでの実施として、本会議は当分の間実施しなくてもいいんじゃないかという2つの意見が出ております。この件につきましては、今回の改革委員会で、今の条文の中では、委員会、本会議ともに反問権を認めると、付与するというようになっております。そこについて皆さんの御意見をいただきながら運用基準をまとめたいと思っております。もしこれに関して御意見ございましたら。

印部委員。

○印部久信委員 反問権は、本会議、委員会双方で認めてやっていただけたらいいと思います。でないと、委員会認めて本会議認めないと、そんな変則制度を認めるなら認めるで、皆で両方認めたらいいと思います。

○柏木 剛委員長 基本条例では、本会議及び委員会で議長及び委員長の許可を得ることができるということで、ということは、これに関しては、今の反問権、運用基準に沿った格好で、本会議、委員会で反問権を付与することとするということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

一応そういうことです。会派代表者会議についての意見というのはその件です。

2つ目の議事に移ります。

阿部委員。

○阿部計一委員　それはそんでええけど、60分以内ということ、反問権は別枠でやるということになっとんの、これも決まっとんのけ。

○柏木　剛委員長　これに関しては代表者会議では特に出ておりません。

○阿部計一委員　ここで、もうほんなら決まっとんのけ。

○柏木　剛委員長　そういうことになったかと。前回の23日の委員会でなったかと思っ
ていますが。

○印部久信委員　意見割れとったん違うの。

○柏木　剛委員長　最終的に委員長がということになったかと思ひまして、委員長のほうで判断したという話になって、私は含まないをしたいと思ひます。前回のこの改革委員会ではそういうことにしたと思ひますが。よろしいでしょうか。

ただ、これはいろいろ、どういうケースになるかわからん部分がありまして、そのときも委員会で出たと思うんですけど、そういうことにしておくけども、実際の運用でやっていく中では、必ずしもそうしなくてもいいというケースも、場面も出てくるかと思うんで、今のところはそう決めておこうという話に解釈してもらって、理解してもらっていいんじゃないかと思っ
てます。

続きまして、南あわじ市議会基本条例運用基準（案）ということで、先日もこの委員会の会議を受けまして別紙1、これが改訂版ということになります。

特に変更したのは、前のやつ持ってきてないんですけども、最後のほうで重要な施策について資料の提出を求めるとい
う話がありましたけども、それについては、どういうタイミングで、どういう資料を要求するんかがまだ明確じゃないんでということで、この部分については運用基準から割愛しております。事務局、ほかに前と違う点ちょっと。

○印部久信委員　そんならちょっと言わして。この机上配付されとった8月30日開催の会派代表者会議の資料ですいうのがここに机上配付されとったけど、それをずっとめくってってもらって、現行と改正案というページがあるでしょう。そこに前から言っ
とった55条、質疑は同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではないということについて協議しよったと思う

んや、前回の委員会で。それが改正案として、こういう形に出てきとんのよ。第55条、議長は必要があると認めるときは、あらかじめ質疑の回数を制限することができる。前項の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議に諮って決めるというこの改正案は、私の記憶では、委員会でこういうような改正案で行くとは記憶してないんや。それが出とんのがこれ、何でかなと。

○柏木 剛委員長 私のほうから申し上げます。私のほうもちょっと整理できなかったんですけど、実は、この改革委員会としては、基本条例をつくる部分までがミッションなんですよ。会議規則及び南あわじ市議会の運営に関する基準は、議会運営委員会のほうで決めていくということになつとるということよ。

○印部久信委員 そしたら、この現行、改正案というのは会派代表者会の資料にどこから出たんで、この資料は。

○柏木 剛委員長 これは議運として検討した、会議規則は。

○印部久信委員 ちょっと待て、混乱してくるわ。会派代表者会議に資料を出したんは、改革委員会から会派代表者会議に、我々の委員会で協議しよることを会派代表者会議で、念を押すために協議してくださいと出しとんのやろ。

○柏木 剛委員長 違います。

○印部久信委員 議運の資料を出すなんて聞いてないぞ、わしは。

○柏木 剛委員長 会派代表者会議に出したのは、議会改革委員会からは、基本条例と運用基準までなんです。議運のほうから会議規則。

○印部久信委員 ちょっと待て、議運が何で会派代表者会に、こういう資料をつけて出しとんのよ。うちの会は、議会改革の委員会だあな、我々は。議会改革の委員会が議会改革の資料を代表者会に出して協議してもらうんならええねん。それでええ。後のよ、議運がこれはすることやいうことを、何で会派代表者会議で同時に協議せんなんの。

○柏木 剛委員長 会派代表者会議には、両委員会から、会派代表者会議に話を提案したという、そういう形になってます。

○印部久信委員 いや、我々はそんなこと聞いてないで。

○柏木 剛委員長 その辺ちょっと、原口委員長。

○印部久信委員 委員会ではこういうことをうちの委員会で協議しましたと、それを本会議に上げるに当たって、会派代表者会議で一度諮ってもらいますということで、我々は認識しとんねん。出てきたやつがこれで、こんなこと議会改革で決めた覚えはありませんよ言うたら、この時点は、議運のほうで、うちとは関係ありません言うさかいに話がこんがらがっていつてる。

○柏木 剛委員長 本会議に上げるのは、運用基準までは議会改革として上げるんですけど、会議規則は議運のほうから上げる。

○印部久信委員 それは、この議会改革が議案上程されて決まった後よ、決まった後、議運はそのことについて協議するの違うんか。2つ同時にやりよるさかいややこしいんや。

○柏木 剛委員長 そうかもしれません。原口委員長。

○印部久信委員 議会改革がまず、この条例が可決されて初めて議運の出番が出てくるの違うんか。可決される前にこういうことが出てくるさかいややこしいんや。議会改革でもこの話が持ち上がったけども、こんなことは決めてないぞ。

○柏木 剛委員長 ちょっと原口委員長、議運のほうからの立場でひとつ。

○印部久信委員 先にやったらあかんよ。

○原口育大委員 議会基本条例を特別委員会の中で今審議をされて、その骨子ができ上がって、運用基準も一体として提案するというので、まずそれに対する参考の意見というか、実際の運用は会派代表者会議も大きく影響しますので、そこに意見を伺ったと。そのときに実際の運用に当たって必要な規則とか基準とかについては議運の所管ですので、議運のほうで、基本条例が今出してる形で審議されて通るんであれば、それに応じてこういうふうな規則なり基準を整える必要があるという判断で、同時にこれも代表者会の意見を聞こうということで提案させていただいています。その後でというか、その場で会派制による議会運営上の申し合わせ事項についても基本条例に関連した申し合わせが出てきますので、それも審議を願うということで、議会の代表者会議を開かせていただいたと、そ

の結果を受けて、今改革はそれを審議されてますし、議運としましては、あした委員会終了後に議運を持たしていただいて、会派代表者会議で聞いた意見も参考にして、議運としての会議規則なり運営基準を協議させていただくという予定にしています。

○柏木 剛委員長 そういうことです。

○印部久信委員 議会改革から議案提案して条例として出していくのはどこまでよ。議運が言いよることが、規則は条例に上げらんなんのか。運用規則とか申し合わせは条例に上げらんなんのか。

○原口育大委員 規則は、審議する必要があります。

○印部久信委員 条例に上げて採決とらんなんのか。

○原口育大委員 採決とらないとあきません。

○印部久信委員 ほんならその規則について、運用基準、運用細則、我々は運用基準までいったでかな、条例についての運用基準をやった。この運用基準までは、議会改革だろ。どこまで議会改革よ。

○柏木 剛委員長 そこまでです。私の認識はそこまでです。

○蛭子智彦委員 おかしいな。ここまで議運の所管やいうて、議会改革は議会全体のことを議論しとんでしょ。全部議会改革の所管ですよ。ここ議運の所管ですよ言うて出しゃばることできへん、おかしい。議会改革全体、全て、議会に関すること全てやるのが議会改革でしょ、やっとなのは。議運が出しゃばっとなのがおかしい、絶対おかしい。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 所管は議会運営委員会です。ただ、意見を伺うために、今も伺って意見を聞いていますし。

○印部久信委員 所管は議運てか。何を言うねん。議会改革の特別委員会つくって、議会改革についての条例細則もろもろは、ここで決めらんとあかん。何を言うん。そんなら条例つくんのにやな、2つの特別委員会で1つのもんつくったりするかいや。

- 原口育大委員 運用については議運の仕事なんで。
- 印部久信委員 いやいや、ほんなこと言いよったら、政治倫理条例、議員政治倫理条例は、倫理条例の特別委員会で全て決めて議案上程して決めとる。運用から何から。議運が入ったりするかいな。
- 柏木 剛委員長 森上委員。
- 森上祐治委員 議運の言うこともおかしいんやけども、議運のほうから一応参考意見とか審議して出したということについても、これは一理あると。その辺、事務局、参考意見として議運の動きは間違っと思ったんか。ちょっと参考意見として言ってくれ。
- 印部久信委員 何で議運がここに首突っ込んでくんの。おかしいこと言うな。議会改革がやらんとおかしいで。議会改革でやっていかんと。議運がここに何で入ってくんの。
- 柏木 剛委員長 久米副委員長。
- 久米啓右委員 ちょっと頭整理して考えてもらわんと。
- 印部久信委員 議運が入ってたりする余地あるかいや、この委員会で条例づくりよんのに。
- 久米啓右委員 条例をつくっとんのは、議会基本条例ですね、議会基本条例を制定すればそれだけで事済むということではないわけですよ。
- 印部久信委員 細則から運用基準づくりよるのよ、議会改革で。
- 久米啓右委員 運用基準も、議会改革のその条例に関する運用基準はここで決めました。協議もいただいて決めました。既存の条例がありますよね、既存の条例に影響がある内容については、これは我々そこまでタッチしてないですよ、今まで。
- 印部久信委員 既存の条例とカッチャンしとんのやったらよ、既存の条例を破棄していかんとしゃあない。

- 久米啓右委員 破棄するんじゃなくて。
- 印部久信委員 かぶった条例つくる必要あれへんからな。
- 久米啓右委員 その条例の、同じじゃなくて、文言が基本条例と整合性がない部分があるのではないかということで調査してもらったわけですね。
- 印部久信委員 けど、議運が出てくることあらへん。
- 久米啓右委員 既存の条例は我々1回も協議してないですよ。
- 印部久信委員 ほんだったら、それやらんとあかんのう。また新たにやり直さんとしやないのう。
- 久米啓右委員 それは委員会条例等については、今まで議運でやってきました。そういうのをここで引き上げてするということ自体おかしい。
- 柏木 剛委員長 阿部委員。
- 阿部計一委員 それは別として、会派代表者会議で1議案3回という、これはずっと今までやりよったんや。会派代表者会議で、そのことを前向きなことを決めて議運でというけどやな、ほんなら川上さん、会派の会長やけど、うちらでもいろいろ議論して私らそんなんもう3回以上、議長が特別な場合は許可するとか、2人以上のいうのややこしいよってな、これはもう今までどおりでいいんやないかというのが大方の意見よ、そんなん議運で検討する必要もないしね、私はそない思うとる。会派の会長が、そんな勝手なことやられたらこっちはぐあい悪いし、うちらそんなん決めてませんよ。
- 印部久信委員 委員長、委員長よく考えてよ。議会改革特別委員会が議会基本条例をつくりよるんよ。これに関するもんは議会改革で決めて議案提案して可決したらええ。議運はここへ運用とか何かいうて議運が入り込んでこんでいいんや。何で議運がここに入ってくんのよ。おかしいこと言うなよ。
- 柏木 剛委員長 ちょっとだけ申し上げますと、副委員長が言ったとおりなんですけど、事務局の方でこの議会改革が成立したという。

○印部久信委員 そんなあほなこと言うな。だったら委員会の値打ちあれへんやないか。我々はこの制度に正しいかどうかを事務局と突き合わせしながらやな、やっていきよんの。

○柏木 剛委員長 私は筋が通ったストーリーで流れてるとは思ってますけれども、ちょっと事務局のほうどうぞ。

○事務局次長（阿閉裕美） 政務調査費の交付条例、閲覧について改革の委員会で検討していただいて、閲覧ができるという条例改正をすべきということで改革の委員会から答申しました。その条例改正は、議会運営委員会です。改革の委員会ではないです。ですから。

○印部久信委員 決まった後よ、決まった後はいろんな問題についての修正とかいうのは、議運でも修正せんなんことがあるか知らんけど、それは本会議で可決されてからの状況で、そんなもん最初からやな、議運が何関係あんねん、議運が委員会のチェック機関みたいなこと言うなてや。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと皆さん聞いてください。印部委員のおっしゃったこともよう理解できるんやけど、我々は今議会で、できたら26日の最終日に上程して可決していきたいという動きで今しよんやな。そのときには、議運のほうも、事務局のほうともいろいろ相談しながら、議運のほうでさっきの前例もあって、政務調査費やな、そのときも議運のほうから、一応議運で審議して出してくれたということで、そういうのを大体もう並行してや認めていったらどうかと思うんですが。

○印部久信委員 いやいや、そんな越権行為すんなよ、26日に上げらんなんて、誰も26日にやってくれ言うの違う。何もこの日に本会議に出して可決せんなことあらへん。もし、ここまでせんなんやったら、もっと委員会開いてもっと詰めたらええんよ。何も26日に何でこの日にすごろくの上がりの日にせんといかんのよ。何月何日までにせいやって言われてないで。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議会運営委員長の職務を原口さん持っとるか知らんけど、議会改革特別委員会のメンバーですやん。そしたらこの部分も変えなあかんのやないか、さわらな

あかんのやないかということをおこの委員会でお発言してもらったらいい。議会運営委員会として出してきた、会派代表会議に議会運営委員会で出したというのと全然違ふと思う。

○印部久信委員 メンバーとして発言したらいい。

○蛭子智彦委員 メンバーとして発言して、議会運営委員会からそういう問題を提起してやったらいい、整理したらいいと思う。会派代表者会議2つの委員会から別のところで議論したやつを持ってきて、議会改革特別委員会の話ですというのはおかしい。入ったんのおから出したらいいと。

○印部久信委員 議運は議会改革の上位委員会みたいなこと言うな。そんなことあつかい。何を言ひよるん。おまはんが、おこの委員会でお委員としての発言をすりゃええねん。それを議運を持ち出すさかいややこしなんねん。

○柏木 剛委員長 ちょっと待ってくださいね。私も一回整理しますけどね。この改革委員会としては、基本条例の制定及びそれに関連する運用基準までを検討してきました。それを上程する・・・

○印部久信委員 それをやったらええねん。何で議運が、いろいろ割り込んでってこういうことを、我々が審議しよるやつを既に改正案をよ、会派代表者会議に出さんなんのや。

○柏木 剛委員長 それはなぜかといひますと、同時並行的に・・・

○印部久信委員 何で同時並行すんの。議運も条例提案すんのか。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議会基本条例を制定するんでしょ。それに関連するものを議論したらいいんじゃないですか。ここで議論するために議会基本条例を制定する、それに関連する関係規則、基準、申し合わせ、ここで議論したらいいんじゃないですか。

○柏木 剛委員長 それは2つの考えあるんじゃないかと。

○蛭子智彦委員 例えですよ、地震津波対策特別委員会つくったら、総務の中のそれ全部飛んでいきますやんか。そのことを聞くことさえ総務ではできなくなってしまう。逆

に言えば、議会運営委員会で、そういうことがあったとしても、議会改革特別委員会で基準や申し合わせや、こういうものを議論するとしたら、議会運営委員会はそのことについては既に所管を外れとるわけですよ、議論する。あることについて粛々とやることはできる。しかし、その事件については議論する場は既に議会改革特別委員会の場に移っとるわけです。そういうことを言っておるわけです。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 要は、今蛭子委員おっしゃってるように、この会で、この席で、皆決めたらいいんやな。そういうこっちゃな。ということは、既に2回も代表者会議開いて、議運のほうから一応参考意見として出されたと、代表者会議では、一応意見を聞いて、会派に持ち帰って、また意見を持ち寄って、ほんで一応各会派ごとの意見を出し合うた段階なんや。それを踏まえてきょうここで決めたらどうですか。議運が云々というのはちょっと棚上げしておいてもうて。

○印部久信委員 ほかの委員会からこの特別委員会について、とやかく言われることはない。これは本会議で議案提案したときに審議したらいいんや。

○蛭子智彦委員 だから議運が1つの規則について案を出してくれとった。

○印部久信委員 これは議運やないねん、原口議会改革委員からの意見なら構わん。議運というさかいややこしいんや。何を考えとんのや。

○柏木 剛委員長 ちょっと待ってくださいね。ただ、私はやっぱりまだいまだに蛭子委員のおっしゃってることがわからない。会議規則というのは、これは議運のミッション、所管であるということのはっきりしてるんですよ。

○印部久信委員 違うよ、この基本条例の会議規則はこの委員会だよ、事務局ともしほかのところと抵触があるなら、そこを調整しながら議会改革で決めたらええんやないか。

○蛭子智彦委員 規則も申し合わせも基準も、議会基本条例、所管そのものが、議会改革特別委員会の所管は、これ議会改革に関する調査研究であって、その中心を議会基本条例を制定すると決めたわけでしょう。違いますか。

○柏木 剛委員長 そうですね。

○蛭子智彦委員 議会基本条例に関連するのが議会の運営基準、この条例の運用基準であつたり、あるいは議会運営のルールであつたり申し合わせであつたり、全部関連してると違うんですか。切り離されとるんですか、これ。委員長、切り離されてますか。切り離されてるかどうかをお尋ねしてるんです。一体のもん違うんですか。別々のもんですか。

○柏木 剛委員長 私の考え方は、切り離してないですよ。つながった、一体のもんですよ。

○蛭子智彦委員 一体のもんでしょ。一体のもんであれば、ここで議論して決めていくというのが基本じゃないんですか。

○柏木 剛委員長 いや、だからそれは2つの考え方があつて。

○印部久信委員 運用細則については、委員会の中で話したらいいんや。議運は横から言うてこんでええんじゃ。

○柏木 剛委員長 その辺は意見分かれるところですが・・

○印部久信委員 分かれへんよ、これが当たり前でえか。何を言うとなねん。ほんなこと言うたら特別委員会の意味ないでか。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、印部委員、蛭子委員おっしゃつとることもわかります。しかし、我々さっき申し上げたように、2回の代表者会では、改革委員会からの提案と議運からの提案を受けて議論したんですよ。代表者が集まって、その席で2回もやったんですよ。だからそれをやっぱ尊重してもうて。

○印部久信委員 スタートから間違えとうことしよんのや。議運が何で代表者会にしゃしゃり出らんなんのや。代表者会は議会改革の委員長、副委員長がいて代表者会に説明すんのやったらわかる、議運という名前のもんがおつて何でいかんなんのや。議運に議会改革の基本条例つくってくれつてやってないで。そんな越権行為すな。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右委員 もともと基本条例の説明に会派代表者会議に説明するということは必要がないのかなど。

○印部久信委員 あったら委員長・副委員長が行ったらええねん。

○久米啓右委員 全協で説明して皆さんの意見を聞いたけども、委員会でこういうふうにしめたという報告をしとけばええということで、会派代表者会議が本来は議運が何か申し合わせとか変えたいというときは、議運が議長に申し出て招集してもらったりということで、我々委員会としては、会派の話し合いに入ったということはあれなんですけれども、ただ基本条例が頭にあっただけ入ってます。基本は議運が議長に申し出て、会派代表者会議を開いてもらってるということだけ頭に入れておいてください。

○印部久信委員 ちょっと待ってよ、議運が議長に申し入れして会派代表者会議を開く。議会基本条例をつくるがゆえに、議運が議長に言うて会派代表者会議を開いて諮る、どないいうことよ。議運は何関係あんのよ。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○印部久信委員 この委員会が条例つくるのに議運が何で代表者会議を議長に言うて開いてもうたんよ。どないいうことで。

○原口育大委員 議会基本条例ができてくると。それに沿った今度議会運営をせないかんわけで、そのためには規則なり基準を整備せんといかんいうことで、

○印部久信委員 何を言う、それは議会基本条例ができた後で。

○原口育大委員 ちょっと人の発言中、とめてくれますか。

○印部久信委員 おまはんのすることは越権行為し過ぎるねん。

○柏木 剛委員長 ちょっと印部委員、ちょっと話聞きましょう、あくまで最後まで。また後で言うてください。原口委員、どうぞ続けてください。

○印部久信委員 条例できる前から、こないせい、あないせいや言うて。

○原口育大委員 あくまでも条例ができたら規則なり基準、あるいは会派の運営上の申し合わせいうのがないとスムーズに運営できないということはわかっていただけと思うんですけども、規則については議会の承認も要ります。基本条例が煮詰まってきたら、それと一体となるのがまず今議運で協議しようとしとんのは、基本条例を変えようとかいう話では全然ないわけで、基本条例はあくまでも改革特別委員会で決めていただく、その運用について、議運として規則なり基準を見直していきよるわけであって、改革の中身と全く運用とは別問題であると思います。そういうことで提案しています。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 議会運営委員会は、議会基本条例の我々は運営規則細則は、議会特別委員会がそれをみんなつくって議案提案すんだあな、運用規則は議運です、そんなばかなことあんのか。

○柏木 剛委員長 そうなっとんのですけどね。

○印部久信委員 あんのか。何を言うとなのよ。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） いろいろな考え方があろうかと思いますが、事務局のほうとしても今回このような形に、議運と改革で、それぞれに検討していただくというようなことは、事務局のほうも委員長さん方にちょっと事務局の意見として言うてます。その点から、何でそういうことを形にということに事務局として考えたかということの説明させていただきます。

まず1つは、議会改革特別委員会においては、議会の改革、今まで平成20年の7月から、11月から改革をしてきてます。その1つの節目ごとに委員長報告をして議長に対してそれぞれのその1年間の委員会でまとめたことを答申をしております。今回は、答申という形でなくて、改革の基本条例という形で、議員さん方に、議長に提出して発案案として議決をするという形になってくるかと思いますが。会議規則とか、議会の運営基準の改正については、基本条例は議会のこれからの南あわじ市議会の大きな議会運営をしていく基本的な項目を大きな枠で決めていただくという条例になります。それであってはなかなか詳細な議会運営は難しいので、会議規則なり運営基準の申し合わせをやはり決めていく必

要があります。その小さな部分というのはやはり議会運営委員会のほうで検討していくというのが一般的な考え方ではないかということで、今回このような形で検討していただくということも委員長さん方に助言をさせていただいております。

改革はあくまでも大きな柱をつくる改革の委員会で、それを基本条例として議会で議決していただいて制定をします。それから以後の議会運営のあり方についてはやはり議会運営委員会で会議規則なり運営基準なりをまた検討していただく、また会派代表者会議で会派制による議会運営上の申し合わせを検討していただいて、きちんとした南あわじ市議会としての運用を図っていただくというような思いで、そういうふうなことを委員長さん方に助言しております。

○柏木 剛委員長 ということなんです、今までの流れとしては。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたらね、議会基本条例、議論する中で必要な事項、こんなものがある、あんなものがある、これどうするかという細目は、そしたら議運のほうで議論してもらうか、これはもし仮にここで議運に対して、こういう議論をしてくださいということで議運が出てきたんやったら、そりゃ構わんと思うんです。ただ、今の話で言えば、事務局主導で調整をしてもらった、それは結構ですけども、我々改革委員のメンバーは、何も知らない間に、本来表裏一体のものである議会基本条例、議会運営の基本に関すること、これが準用規則や、あるいは申し合わせや会議規則や、こういうこと変更しないといけない分があるということについて、我々は知らなかった、わからなかった、それはいかんかもわからん。事務局サイドとして気がつけばここに諮って、どうするかということを経験してもらおうというのは事務局としての仕事と違うんですか。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） まず事務局主導ということではありません。委員長さん方にそういう規定も改正しなければいけないんでということで相談した中での話です。ですから、事務局として諸規定を改定するに当たって、どうしますかという中で決めていったことです、こういう形というのは。それともう1つちょっと言わせてください。もう1つ、議運のほうで諸規定について検討していただくということについて、先ほども言いましたけども、政務調査費の条例改正を議会改革のほうで収支報告書等閲覧できるようにということで、すぐに皆さんがこちらに来られたら閲覧できるようなことにしようということで改革委員会で検討して決定しました。そのことについてはやはり議会運営委員会で交付条例のほうを改正してますので、主なことを決めるのは改革委員会ですけども、それをまた

実行に移していくというか実用化していく部分については議運かなというふうな考え方もあって、前例も参考にした中での話です。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらまた話をもとに戻すようやけど、委員長は事務局からこういう助言があったとせえ。我々委員会の中で、そういうことを言うて、このことについては議運にお願いしますということをこの委員会の中で発言あったか。我々のわからんところでやっとなることか。

○柏木 剛委員長 もう一回整理させてください、委員長として。

○印部久信委員 議運の委員長がここにおんのよ、実際、委員としてメンバーに。ここで言うたらいいことを黙って、ほんで事務局の助言のもとに、議会改革は条例と、この条例で最初は説明書か何か言うたやつを運用細則にしたんでか。説明か何や書いてあった、解説か。解説やらおかしいさかい運用細則にしてよ、これも一緒に、わし言いよるよに政治倫理条例であっても本体と運用細則、規則も皆一体で議案として上げとんのや。このときに議運が頼まんかいつて誰も言へへん。後、何かの運用の細かいことはまた議運でお願いせんないって誰も言えへん。阿部さんが特別委員長のときに、本体と細則から何から3つくらい皆、特別委員会で上程してやっとなのよ。今回も聞きよったら、仮に議運も必要や言うんなら、ほらほんでええわ、必要やったけんどうちの委員会で委員長が、皆の了解を得た上で、この点については議運に検討してもらいます、わしや必要ないけど、こんな発言1つもなかったで。ほんで突然、代表者会にこんなもんが出てきて、言うもせんようなことをこんなこと文書に上がって、改正案や言うて上がとんねん。これはどっから出たんや言うたら議運や言うて、こんなばかなことあるかい。

○柏木 剛委員長 わかりました、ちょっと整理させてください。平行線になるんで。結局今のところ私の考えは、これはここで改革ではここまでだと、以降はそれを受けて関連するところは議運だという考えが1つあったんです。

○印部久信委員 そんなことは聞いていない。それにそんなことはおかしい。

○柏木 剛委員長 ただし、この流れは一体であると、だから当然、改革委員会でやるべしという意見も今よくわかりました。その辺はどっかで方向決めないことには、この委員会まとまらないんで。

○印部久信委員 そんなこと委員会でやんのが当然や、議運が出てくる必要ない。

○柏木 剛委員長 そういう意見もありますけどね、それはもう今までは。

○印部久信委員 ほんで我々聞いたことのないやつが改正案やて出とんねん、こんなあほなこと、こんなばかなことが改正案って議運が出して通んのか。これ見てみ、我々議会改革は議員がより議会活動するために、しやすいようにすんのが議会改革やと思うとんの。ただし、そのかわり執行部も我々に反論してください、より議論を深めませんかということが基本や。市民に開かれた議会を市民に見せるということや。どんどん質疑して、できるだけ問題点をさらけ出し、市民に見せるということが我々の大事な仕事や。開かれた議会て言いよんねん。今度はこれよ、議長は必要あるときはあらかじめ質疑の回数を制限できるとか、出席議員2人以上から異議があるときは議長は討論を用いないで会議に諮るとか、質疑すんのにこんなバックオーライするようなことを、何を書いとんねん。開かれた議会違うで。

○柏木 剛委員長 久米副委員長。

○久米啓右副委員長 少し説明不足のところがあって正しく理解されていないと思います。基本条例制定の一問一答方式というのをまず採用するということになると、今までやっていた質疑3回、一般質問は60分、一問一答方式という形を全く同じ形のままだやっておけば、何も変更しなければ異論はないと思います。何も変更しないで、条文上問題がないというふうにしてあるというのがその下の改正案ということになってます。いろいろ会派代表者会議で異論があったかと思います。それは今までのやり方を変更するとなればいろいろと問題があるんで、変更しない方向でつくってあるということをもう少し条文の説明、あるいは読んで理解いただければ問題ないかなと思います。

○柏木 剛委員長 ちょっと待って、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その問題の中身については議論もできてるし、方向性も出てると思うんです。今出てるのは、プロセスという手続論の話であって、これはもうもとに戻す、出てしまったことはもとに戻せない。ただ私としては事務局に注文したいのは、議会改革特別委員会の重みはもうちょっと受けとめていただけたらなというようなことを、この話の中ではちょっとと思います。事務局は十分やってきたというようなお話だったんですけども、ちょっと私の受けとり方は違いますんで。それだけは言っておきます。

○印部久信委員 議運はこの議案が可決されて後、動き出したときにどないすっかを決めたらええんじや。

○柏木 剛委員長 今の争点、論点は、議会の会議規則の一問一答方式を受けて、質疑の回数をどうするかを改革でやるべきなのか議運に・・・。

○印部久信委員 議会改革でやるのは当然。ほんなこと議運や言うのやめてくれ。

○柏木 剛委員長 そこに絞られてくると思うんですよ。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ちょっと整理せいや。要は、ここの改革委員会で決めようとしていることを全協で皆さんに意見を聞いて、最終上程しようという段階のときに、全協が円滑に行くようにということで事前に代表者会議を持って詰めよる話でえか。違うのか。

○柏木 剛委員長 そういうことは言えると思います。

○蓮池洋美委員 言えるて、そのために代表者会議したん違うの。その改革委員会が前へ行くために代表者会議をした、改革委員会が。いやいや改革委員会が代表者会議を持ったんだ。

○印部久信委員 違うんだ、議運が持ってん。

○蓮池洋美委員 何で。

○印部久信委員 それがわからん。議運が持ってん。

○蓮池洋美委員 この改革委員会の意見をスムーズに上程できるように、皆さんにわかってもらうために先に全協を持って全議員に知らしめる、わかってもらう、その上で上程するという段取りなんだ。その全協が円滑にスムーズに行くように代表者会議で、まあ言うたら裏の会や。

○印部久信委員 それを議運が招集したんや。

- 蓮池洋美委員 まあまあ聞いてくれ。そういうことだ。改革委員会から代表者会議したんだ。
- 印部久信委員 さっきほない言うたでねえか。議運から議長に言うたんだろ。
- 蓮池洋美委員 スムーズに行くために、ここの委員会として代表者会議したのと違うの。
- 柏木 剛委員長 代表者会に検討してほしかったのは、運用規則の問題もあります、これ改革から出しました。あと会議規則とか申し合わせ事項については、議運から出しました。代表者会議には会派制による申し合わせ事項という項目があるんで、そこについて検討してもらいたいということで。それはあくまで議長から。
- 蓮池洋美委員 簡単でええねん。要はここから代表者会議を招集したのと違うんか。
- 柏木 剛委員長 それだけじゃないです。改革委員会から代表者会議に出したのは・・・。
- 印部久信委員 正しく言え、どっから招集したんや。
- 蓮池洋美委員 ちょっと待て、代表者会議をしてもらおうと思って議長に伺い立てたと。それは、ここの改革の委員会から出したのと違うんけ。
- 印部久信委員 違うねん、最初に言ったでえか。
- 柏木 剛委員長 それはまあそうです。
- 印部久信委員 議運じゃ言うたでえか。蓮池さん勘違いしたらあかん。
- 蓮池洋美委員 ここが改革委員会の場所やさかい聞きよるねん。
- 印部久信委員 議運が言うたんじゃ言よんでえか。
- 蓮池洋美委員 ということは、代表者会議というのは議運が集めた会か。

○印部久信委員 議長に言うてやってもうたんや。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 とにかく基本条例が固まってきたと。今、蓮池さん言われたように、段取りとしては、全協で説明して上程するという段取りが残ってます。それをスムーズに行くためには、やはり代表者会議にまず理解を得とくのがええやろという判断で、改革のほうからは基本条例についての説明をさせてもらったし、議運のほうからは規則と運営基準の話させてもらったし、会派代表者会議の中では、会派による申し合わせについて検討いただいたという流れです。そのことを議長にお願いして開いていただいたと。

○印部久信委員 最初に言うたんと違うよ。議運が議長に言うて。

○蓮池洋美委員 ということは議長、代表者会議いうのは、2委員会の要望で招集したのか。

○楠 和廣議長 2委員会の要望でなしに、議長が招集して会派の代表に寄ってもうたと、段取りしたんは議長であって、ということは、会派の代表者会議は、議会基本条例の中身まで議論するということじゃなくて、結局全協を開く前にいろいろのプロセス、計画性を両委員長に会派代表者会議で説明していただいて、本来の会派代表者会議の協議事項は、この会派代表者会議による議会運営の申し合わせ事項について確認と説明をさせてもらうということであって、後日また会派に持って帰って、こういったことで申し合わせ事項の削除の部分、追加の部分もありますので、説明をしていただきたいというのが会派代表者会の意図するところであると。

○蓮池洋美委員 ということは、2つの委員会のやつを一遍に集めたさかいややこしかった。

○印部久信委員 議運が申し入れたんだあな、会派代表者会議を。そない言うたでえか、柏木委員長が口頭で。

○楠 和廣議長 会派代表者会議で議論できるのは、この申し合わせ事項だけであって、ほかの部分については議会改革であり議運であり、これは越権行為に及ぶ、何ぼ会派代表者会議といえども、ここまで議論、口挟むことでけらん、申し合わせ事項だけ。

○蓮池洋美委員　それはわかっとなる。要は議会改革の委員会として、代表者会議を開いてもろうたということであれば、議運の代表者会議を開いてもらうということは、別にやったら一番わかりやすかったんや。それを一緒にやっとなるもんじゃさかいに、勘違いが働いてしもうて、こないごっちゃになっとなるわけであって。

○楠　和廣議長　誤解を招いた部分はあると思うねんけど、会派代表者会議は、申し合わせ事項の削除の部分と追加の部分を説明して、会派で持って帰って説明して。

○柏木　剛委員長　蓮池委員。

○蓮池洋美委員　要は、先ほど来、森上委員からも指摘のあるように、それぞれの議会の運営に関する事全て含めて議会改革をしようとしとるわけで、そやさかい、まずこの場所で、それをやることによって議運としては同時進行ささないかんという思いがあって一緒にしとるわけなんで、それをここの意見もあるように、この議会改革の中に、議運の委員長がここの委員として意見を出してもろうて、この場で森上委員が言いよったように、議案として出してもろうて練るといふことに始まっていかなんたら前に進まんの違うん。

○柏木　剛委員長　結局、今の話をやっても切りがないんですよ。私は、この場の結論は、右か左かいうときには、印部委員が言われたように、結局つまるところは質疑回数なんです、本会議における。それをここでやるのか、今までの考えの流れでやるのか。

○印部久信委員　議会改革はここまでですよという考えがおかしいんや。議会改革は全てのことを審議して、議案上程せんといかんのや。条例ができて後の運用について、議運は、これはこういうふうな申し合わせでやったほうがスムーズに行くとかいうことは、これはまた議運で調整もし代表者会議でも調整したらええねんけども、基本はここでやらんと。

○柏木　剛委員長　そこまではこの委員会の一体の中の1つであると、回数も含めて。蛭子委員。

○蛭子智彦委員　私は一緒に決めたらいいと思うんですよ。後で決めなくてもいいと思うんですよ。基本条例決めて、基準も決めて、会議規則も変えて、申し合わせも再確認して、同時にやったらいいと思うんですよ。だけど、ここは議会改革で、ここは議運やと分けることは大体そもそも間違うとるということを使うんですよ。こんなもん全部一体のもんであるんだから、変えるんやったら一緒に議論してやらなあかんと思うんですよ。僕も議運に出て、何かオブザーバー帰ってくださいと言われて何議論するのかなと思ってね、違和感あっ

たんですよ、相当違和感があった。ほんでもね、これオブザーバーの立場として、それ以上踏み込めないから、違和感持ちつつ終わりましたよ。だからね、事務局から言われて、はいそうですかというような形で進めたというところ、議運の委員長も議会改革の委員長も反省してもらわんとあかんと思う。

○柏木 剛委員長 その辺は、私はこれでいいと考えたんですけれども、その辺は、原口委員。

○原口育大委員 最終的に責任持たないかんのは議運だと思うてますので、いろんな意見を聞かせていただいて議運で決めさせていただくというのには全然やぶさかではありませんので。この場で僕もこれを出していただいとるか、当然出していただいて、議論していただいて、それを参考に議運で決めさせていただいたらいいと思います。

○柏木 剛委員長 わかりました。

○印部久信委員 議会改革の特別委員会をわざわざ立ち上げて審議してやりおって、この議会基本条例を最終的に責任持たんなんのは議運ですって、何を考えとんの。

○原口育大委員 運用についての責任という話であって、基本条例の中身とか運用基準は当然議会改革特別委員会で決めていただきたいです。後の運用を議会としてどうスムーズにするかという部分についての規則なり基準は、最終的には議運が責任を持つよということですよ。

○印部久信委員 条例が決まってから、議運で調整せんなんことは調整してもうたらええ。今そんなこと調整する段階でない。我々が議案上程したらええんや。

○柏木 剛委員長 ちょっと時間的にも押してるんで、今の話はもう。

○印部久信委員 昼からやったらええ。

○柏木 剛委員長 もちろんそうですけども、一応方向としては質疑回数に関しては、改革委員会としてこうあるべしというのを出して、それを最終的に運用規則を決めるのは議運なんで。

○印部久信委員 またほんなこと言う。何で議運議運言わんなん。我々は議会改革で決

めて、議案上程したらええんやないか、ここで決めて。ほんで審議して、可決されて、運用の段階になったときに、議運は、この運用について、こういうことでは難しい、しにくい、だったら議運で協議して、全協に諮り何しながら運用基準を取り決めていったらええんやないか。

○柏木 剛委員長 わかりました。森上委員。

○森上祐治委員 十分いろいろ意見が出されてます。これについては基本的には1つは、今までの経過の中でボタンのかけ違いがあったにしろ、26日に我々が目標としてきたように、きれいに全部そろって上程していこうというような意見と、もう1つは、基本条例ができてからそれ以降、具体的な運用については議運が中心に考えていったらええんやないかというような意見、2つあると思うんですが、私は、今までのいきさつ上、きれいに全部やったらええと。だからこの辺で委員長、委員長の判断出してくださいよ。

○柏木 剛委員長 もちろんそうです。今の話では同時に出すということではほとんど異議ないと。ただし問題は。

○印部久信委員 委員長、よう考えてみて。議員提案の条例や。議員提案の条例を提案していっとるときに、議運に、この運用についてどないこないや言って、ほんなこと、こないせいあないせい言われたことあつか。みんな議員提案した条例が可決されるか否決されるかはともかく、可決された場合、それを運用することにおいていろいろな問題があったら議運が申し合わせ事項で議員提案した条例がスムーズに運用されるようにしていくのは議運の役目かもわからん。提案するときにはほんなこと。

○柏木 剛委員長 本会議における質疑回数を何回するとかいうのは、これ会議規則で決めとるんですよね。

○印部久信委員 会議規則であっても、我々は議会基本条例をつくるんのやさかい、この回数を具体的に入れへんのやったら入れへんで、これに準じたようなことができるような文言にしとかんとあかんやない。こんな改正案、どない理解したらええねん、これほんでこの改正案、急にぽっと出られたらやな、これいつどこで誰がつくったとなってくるんよ。これ議運から出してっとなのやったら、議運で審議したんか、このことは。この改正案、議運で出しとんのやったら、これ議運で審議したんか、この改正案。誰が出したんや。

○蓮池洋美委員　　そういうものを含めた中で審議していったらええや。

○印部久信委員　　この改正案、誰がどこで協議して出してきたん。

○阿部計一委員　　私が問題にしとんのは、両立で行ってもめたこともあんねやけども、議員というのは発言が生命線よ、それを3回、今度ほなもう一回ふやすじゃ、議長の権限でどないやするや、同意があつたらまたするやいうこと自体でややこしなつとんねん。これほんなら委員長の権限とか議運で勝手に決めるやいう問題でないと思う。これはやっぱり発言権の問題や、私はほんなら3回という形で行きよんのやから、そういう方法で行くと。うちの会派もそんな調整してませんよ。議長の許可あつたら発言してもええ言う人もおったけども、いろいろな意見あるわけよ。それはそんな簡単にやられたら、こりゃ全員協議会の中で十分その空気を見た中で、それで議運が決定したらええことやと思うんで、発言を3回4回、議長の許可があつたらええとか2人以上あつたらええ、そんな基準設けよつたら、それこそ議会運営上支障が出てくる。先人はうまいことしてくれとると思う。今まででもこんな議論出たことないねやから。それが議会改革か知らんけども、ええもんは追従していったらええしね、何でもかんでも改革せんのやいうことはない。それは必要ない。

○柏木 剛委員長　　今の御意見ですけどね、要するに改革委員会としては55条ある分、この質疑回数制限、どこまでやるかが一番ポイントやと思うんです。それはもう要らないというんであれば。

○印部久信委員　　委員長は、この改正案については議会改革特別委員会がさわれへんさかい議運から出していった言うた。議運は議運で協議してこれを出してつとんのやな、改正は。議運はほんまにこれ協議したんか。ほんでこの改正案が出とんのやな。

○柏木 剛委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　今のところ委員長・副委員長と事務局とで案をつくっていることで。

○印部久信委員　　そんなことが議運の総意の改正案か。議運が出てくれて、1人か2人で勝手に決めて書いてつとんの違うのか。議運で協議してこないせんかになったんか、これ議運の発議か。議運の提案か。

○原口育大委員　　議運の提案ですね。

○印部久信委員　　ほんでこれはあれか、議会改革はよ、この一番大事なことを議運の提案で我々これをのまんなんのか。こんなばかなことどこにあんねん、議運が。開かれた議会をバックしよるやないか。

○柏木　剛委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　最終的な結論の場は、議会改革のこの場で決めたらええねん。そりゃ議運が出してきた意見だったけども、代表者会議、2回審議して会派に持って帰って、会派の意見も代表者会議では出し合いました。それを受けてきょう報告あって、こんな意見もありました、委員長おっしゃった。だからそれをきょうここで皆で決めたらええねん。

○印部久信委員　　とにかく委員長は、このことについて議運にお願いします言うたんか何言うたんか知らんけど、まずここからがボタンのかけ違いや。まず委員長が、ほんなこと言うんなら、委員会の総意に基づいて、このことは議運にお願いしましょうかと言うならまだしも、こんなこと、わしは言うても反対するで。反対するけど、我々の知らんところで議運にこのことを審議してくれ言うてるのは、これおかしな話や。

○柏木　剛委員長　　そしたら一回ここで閉会しまして、その件を議論しましよ、昼から。要するに改革委員会として、この質疑回数については議論して。

○印部久信委員　　質疑回数言うけど、この質疑回数というのを入り口のこの問題じゃ、まず議運にこんなことを言うとなのがまずおかしい。

○柏木　剛委員長　　いや、それはさておいて、この55条の質疑回数会議規則まで改革委員会として検討すると。昼から再開した後。

○原口育大委員　　当然、午後十分やっただいただいいと思いますし、あくまで十分意見を聞かせていただきたいなと思います。

○印部久信委員　　誰がよ、誰が。あんた何の立場で意見聞くんよ。

○柏木　剛委員長　　じゃあこれで。

○印部久信委員 委員として発言してるのに。

○柏木 剛委員長 これで休憩します。

(休憩 午後 0時00分)

(再開 午後 1時00分)

○柏木 剛委員長 午前中に引き続きまして再開したいと思います。

午前中の質疑の中で一番の問題になりましたのは、この基本条例制定に伴う、それ以下にある南あわじ市議会の会議規則及び南あわじ市議会の運営に関する基準、これについて改革委員会として一体として1つの答えを出すべきじゃないかという話があったので、一応その方向でこれからの議論を進めたいと思うんです。

ということで、当面の議論になっております分につきましては、今回の改正につきましては、お手元のA3の資料に全部入っておりますので、これを個々に検討して行って、1つの改革委員会としての方向なり1つの結論を出したいというふうに思います。

それで、改めて議論したいところは、2段目にあります南あわじ市議会会議規則というところです。これはどういうふうな改正かといいますと、基本条例の中で、本会議における質疑及び質問は一問一答の方式で行いというこの文章を受けて、この条例を受けて南あわじ市議会会議規則は、現状のときに質疑の回数とかいうのを規定しています。それについて、これでいいのかどうか、そこの見直しを1つ考えたいということです。

はい、どうぞ、印部議員。

○印部久信委員 これを協議する前に、まずこの議運が協議してだしてきとる改正案よ。

ここの第55条の改正案が私、何回読んでも理解しにくいねん。ほんでたまたま、うちの議会改革の委員に議運の委員長がおんで、先ほど聞いたら議運でも協議してここへ出したと言うんで、この意味の説明ちょっとしてくれへんか。黒板持ってきてでも構へんさかいに、どう考えてもわかりにくい。どんなような議運で協議して、この文言になったん、具体的に、どないなんのでこりゃ。

○原口育大委員 この表自体は、今見ていただいたらわかりやすいんですけど、上側が現行のものを書いてありまして、下改正後ということになっています。今問題になってます会議規則につきましては、基本条例で本会議における質疑及び質問は一問一答の方式で行いということが決まりますと、時間制限なり回数制限はありませんので、エンドレスでやることになるかと思えます。それでいいのかどうかということの中で、規則の中である

程度制限を認めておくべきであろうということを出しております。

まず55条は、現行は、質疑は同一議員につき同一議題について3回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでないとなっております。ここはちょっとわかりにくいんですけども、3回を超えることはできないというのは、現状こういうことでやっています。できるだけ現状をさわりたくないとか、現状どおり行きたいというのは議員協議会の意向でありましたので、できるだけそういうふうにしたいということで必要最小限のことをとにかくここでうたいたいなど。その中で、1案と2案がありまして、実は会派代表者会議に提案したのは1案であります。その後、今度次の議運等では2案を含めて検討しようという段取りでおります。

1案は、議長は必要があると認めるときは、あらかじめ質疑の回数を制限することができる。前項の制限について、出席議員に2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決めるということをして出してあります。というのは、ここで回数等を制限項目を書きとめると、会議規則については議会の承認をいただいてインターネット等でもホームページ等に載りますので、上位法との関係をあからさまにここで制限するのはいかなるものかという意見がありまして、ここでは必要があると認めるときはということにとどめてあります。これについては、通常はそれ以下で決める内容について行うということであって、一々必要性を議論するという意味ではありません。そういうことができるということをやろうということになります。ただ、それを書いたときに議長の権限だけであれば、議員のほうからの異議ということもセットで出しておくべきであろうと意見がありまして、前項の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議に諮って決めることを決めるという牽制条項とか、そういうものをセットで出したというのが今までのところあります。ただ、この件についても会派代表者会議等で説明して、持ち帰っていただいて返ってきた意見の中でいろいろありました。もう必要ないんでないかという意見から、3回と書いたほうが良いと意見までありました。

その中で議運として検討しようとしているのは、下の第2案でありまして、56条で55条は削除しまして、56条で今あります発言時間の制限というのがあります。それについて、回数の部分を加えて第56条、議長は必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限し、またはあらかじめ質疑の回数を制限することができる。(2)で前項の制限について異議申し立てがあるときはということのほうに集約した方がよいのではないかとすることを案として、次の議運で検討しようとしています。ただ、今いろいろありましたように、この改革委員会でいろんな意見を伺うことはありがたい話なので、私も含めて議論させていただいて、私一人で議運のことは決められませんので、議運のほうに持ち帰って検討させていただきたいというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私が議会改革特別委員会で全て決めたらいい。議運に手伝ってもら必要はないと思ってるんですが、これはこれで一遍議運の出してきてる文言の真意を聞きたいんやけど、実際運用するに当たって我々の質疑は同一議員による同一議題について3回を超えることができない云々、これはあくまでもこの質疑は本会議場で議案提案に対する質疑というのは大前提だ。ほかのものも何か思ってることあるの。これ以外に何か本会議の議案提案に対する質疑以外にこの55条というのは必要なことがあるの。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 55条は今言う議案について質疑の回数等を制限しよう。

○印部久信委員 ちょっと待って待って。まずそれ確認したわけや。ということは本会議における議案提案に対する質疑やろ、これは。そのときに議長が必要とあると認めるときはというのは、何を必要と認めるときはあらかじめ質疑の回数を制限できるというのは、この議案に対して質疑が必要と認めるときか、この議長は必要と認めるといのは、具体的に何を指してるの。議長は必要と認めるときって、何に対して必要と認める、これ具体的に言うて、何を指しとんの。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 議会運営上、個別の人に対してとか個別のことでなしに、

○印部久信委員 いやいや、そんなこと言うな、ややこしい、もうやめてよ。執行部が本会議に議案提案したときに対する質疑を前提に話しよんねん。ややこしいこと言わんといてな。本会議場で執行部が議案提案したときに、議長は必要と認めるときは、あらかじめ質疑の回数を制限することができるということは、具体的にどういうことよ。この議案に対してか、どないいうこと。

○原口育大委員 認めるタイミングということやね。

○印部久信委員 どないいうこと。議長が、まず執行部が議案提案しました。質疑ありませんか、どないいうよんねん、具体的に言うて、進めて。わからへんねん、言いよることが。

○久米啓右副委員長 説明を聞いた限りのことを言いますと、議案が出るたびに、この議案については、この条文からすればですよ、質疑回数を3回に制限しますということを一回一回言うことになってしまいます。あと、説明まだなんですけども、運営基準でそれを一回一回言わんでええように運営基準を設けたというふうに説明があったと思います。

○印部久信委員 我々これ聞いたときに議案提案しました。議長がこの議案提案に対し、質疑はありませんかと議員に振ったとき、この議案提案は質疑の回数を制限することができます。議長はこの議案に対しては1人1回、質疑何回です。無制限です。こんなこと一々言うんか。どない運営するの。

○原口育大委員 だから一々ではなくて、会議規則があつて運営基準があつて申し合わせがあつた中で、現行のものと変わらない方向で今考えてますので、一々やるという意味ではないです。

○印部久信委員 実際どないすんの、実際。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） ちょっと具体的な例を1つ示させていただいてよろしいですか。今してないんですけども、決算委員会なり予算委員会で今全議員なんで総括質疑でいってます。

○印部久信委員 ちょっと待つて待つて、決算委員会とか、それは委員会の質疑やから無制限やんか。

○事務局次長（阿閉裕美） 本会議で上程されて委員会付託するまでに質疑あります。

そのときに、今は全議員なんで一括質疑ということで一般会計、特別会計、全体について質疑ございませんかというふうな諮り方をしてます。本来であれば、一般会計について、特別会計は1つずつ諮っていくのが本来の質疑の仕方です。それをまとめてます。そういうのも1つでありますし、以前は決算と委員会で、予算の委員会は議員さん約半分ずつで委員会を組織してました。そのときは、委員会付託する前の質疑は、逐条質疑いうのをしました、特に予算では。それについては一般会計は1つの議案ですけども、歳入について質疑ありませんか、款1、2についてありませんかというふうに区分してました。それも、今言う56条のあらかじめ質疑の回数を制限するというふうな部分に入ってくるかな

と思います。主に1つの具体的な例を挙げれば、そういうときにこういう部分が該当してくるのかなと思います。ということは、歳入について3回、また款1、2について3回と。1つの議案で小分けして3回ずつできますよというような取り扱いをするときは、この56条の規定によって、そういうふうなことです。

○印部久信委員　　今、予算委員会、決算の議案上程についてはこの質疑はないんや、基本的に。具体的にわかりやすいように本会議の議案上程、予算、決算でなしに通常議案上程に対して、我々が今質疑できよんのよの、一応基本的に3回よ。それは、具体的に今度は、一般的な議案上程に対しての質疑は、どないなるんですかと言いよん。

○事務局次長（阿閉裕美）　　そしたら仮に条例制定が議案として上程されます。その議案が40条も50条もある長い議案だったとします。それを一括して3回、1つの議案としてだったら3回までしか本来は質疑できません。ただ、そんだけあったら、やっぱりいろいろと問題点も出てくるので、1人の議員さんで何か所か質疑したい部分があるというような場合だったら、1条から10条までを3回とします。10条から20条までを3回できますというような形で議長があらかじめ質疑を受ける前に宣告をすれば、そういうやり方もできるというふうなことになります。

○印部久信委員　　そしたらそのときは、議長はこの議案、条例に対して今、次長が言われたように長々とある場合は同じ議案に対しても、ここからここまでの質疑をまず受けます。その後またここからここまでの質疑を受けますというようなことをやる場合、これは議長の判断で決めるんですか、議運と協議しながら決めるのか、議長判断で決めるわけ。

○柏木 剛委員長　　事務局。

○事務局次長（阿閉裕美）　　議案の質疑、議員さん方には大変大事な部分になりますので、議長から議運に諮問して議運で協議をさせていただいた中で決定していくような運びになっていくと思います。これはあくまでも、ここに書いてありますように議案の質疑に入る前にあらかじめ宣告しますので、全員の議員さん平等にかかってくる。ただ、それが議員さんの中でやっぱり議長の宣告に対して、それはちょっと違うなど、全部合わせて3回でええわというような意見があるんだったら異議の申し立てもできますよという条例です。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　そないなってきたらね、書いてある改正案を使うということになってきたら、今まで最終日の採決の方法についたら、起立でいくか記名投票でいくか挙手でいくか、いろいろな方法、ものによったら決めながら議運で決めながら、採決の方法を決めよったわな。今も当然そうやと思う。ということは、そんなら議案上程のときに、議運はこの議案は、どのような質疑でやるかということを決めていかんなんわけよの、今度は。議長は、その都度、議案に対してこれは一括上程の質疑は3回までのほうでいきます、この議案は3分割して質疑をやりますというて、そんなこと皆決めなあかん。こんなことが果たして具体的にできますか。1つの疑問や。

もう1つ。2のほうのこと聞きたいねんけども、前項の制限について出席議員2人以上が異議あるときは、議長は討論を用いないで会議に諮って決めるというのは、原口委員さんどないいうことで。あんた方が協議して出していったんで、これもうちょっと説明してくれるか、私わからん。

○原口育大委員　　書いてあるとおりにやと思うんですけど。

○印部久信委員　　絵描いて説明してくれ。文章だけでは私はよう理解せん。

○原口育大委員　　異議があったときは、その異議について採決をとらせていただいて、多数をとるとのことやと思います。

○印部久信委員　　そんなこと書いてあつけ。異議あるときは、議長は討論を用いないで会議に諮って決めると書いてあるねん。採決やて書いてないねんから。

○原口育大委員　　会議に諮って決めるということが採決やと。

○印部久信委員　　この会議はどこの会議よ。

○原口育大委員　　その本会議と。

○印部久信委員　　こんなこと議運は、ほんまにこういふことで質疑やるということで、あんた方は議運は協議して、こんでいかんかと議運は決めた。信じらへんわ。

○原口育大委員　　下のほうはまだ諮っておりません。明日諮る予定です。

○印部久信委員　　いやいや、私が言うの、55条に聞きよんねん。55条、議運は、私はこんなことは認めへんけど、55条は、議運がこういうことを十分、今言うたことも調整しながら、ここに書いてたわけやろ。これが決まったら今言うたことで現実にやろうと思ってたん。

○原口育大委員　　そうです。

○印部久信委員　　こんな質疑を本会議においてやろうと思ってるの、議運は。信じられへんわ。

○柏木　剛委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　こんなこと言ってたら晩までやったって解決つけへん。議運は議運はと出てくること自体、おかしいねん。委員長言いよったように、この会議規則にしても、この委員会で統一して1つの意見を出すと、議運はこういう意見持っている、こんな話私も聞いたことないし、それと議長の権限にも及ぶようなこともあるねんから、2人以上話してそれがあって、会に諮ってしたら議長の権限に及ぶようなことが出てくるんやから、要は統一していかな何ぼおたっしょうないんやから。基本条例、細部については、ここで決めて全協で諮ったらええねん。

○柏木　剛委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　当然聞かせていただいて、それを議運で十分議論させていただくことは、全然そのとおりでありますし・・・。

○印部久信委員　　いやいや、そんなこと言うて、議運でしてくれ言うてるんと違うねん。議運で、こんなことしてくれるないうねん。委員会でやります言いよんねん。

○原口育大委員　　ちょっと黙ってください。議員必携見させていただきたいんですけども、議会運営委員会の権限については、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項ということになっております。ですから、最終的には議運が責任を持ちたいと思っております。ただ、いろいろ聞かせていただいてということです。

○印部久信委員　　最終的には議会の議決や。

○原口育大委員 提案については責任を持ってやります。

○蛭子智彦委員 今、言いよることは、ここの特別委員会がなかったら、それでええのよ。なかったらそれでええねん。やりよんねさかい、そんな持ち出すことないでしょ。その基本が議会運営委員長として理解されていないということを僕は言いよるわけや。

○原口育大委員 基本はどっちなんですか。

○蛭子智彦委員 特別委員会立ち上げて、ここで議論せんか言いよんやさかいに、常任委員会だったって、総務が所管決めても特別委員会を立ち上げたら全部持っていってますやんか。そうでしょ。特別委員会立ち上げて、ここで議論せんかというやつ何でまたあえてそこに戻そうとするの。

○印部久信委員 何を議運、議運言うて、議運が特別委員会にしよること……。議運のチェックが要りまよと、そんなばかなことはあるかい。最終責任は議会が持つんでえか。

○原口育大委員 提案までの責任が。

○印部久信委員 何を言うてるねん、提案までの責任、何で議運に面倒見てもらわんといかんねん。

○柏木 剛委員長 休憩します。

(休憩 午後 1時25分)

(再開 午後 1時30分)

○柏木 剛委員長 再開します。この会議規則につきましては、議会改革特別委員会が発委するということに結論として出ました。

では、次に具体的に会議規則のどういうふうな格好で改正するかということについて、そういう議論したいと思います。

御意見。はい。

○印部久信委員 55条の現行、我々、議会基本条例つくる時、第1条何だったかな。

市民に広く議会を開かれた姿勢をというのが一番の大前提になっている。だから、こういういろいろ何条、何条といろいろありますけれども、基本的には我々ができるだけ執行部と質疑をし問題点を明らかにして、市民の皆様方にできるだけ情報を与えるというのが大前提や。だから、この55条の質疑は同一議員につき同一議題について3回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでないということや。それは、私の個人の考えやけど、基本的には原則は、この3回を超えることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでないというのは、私は、まあまあ今までの議会のルールから見てそんなものかなと思ってるねん。ただし、議長が認めたときはこの限りでないということを書いてくれてんのやさかい、今回、基本的な考えはこの中にあるねんけども、文言をもう少し踏み込んだ一歩でも半歩でも踏み込んだ文言にしといたほうが、まだ議長がよかれとなった場合は、まだできますよという少しでも1歩でも2歩でも質疑の回数がふやせる、深くできるというような文言を何とか入れてもらったらええんのかなと私はそない思います。

○柏木 剛委員長 わかりました。そういうことに関して何か御提案ございますか。今の意図はよくわかりました。あと文言の話として。

○森上祐治委員 今の印部委員のいうのわかるんやけど、ただ、現行の3回を超えることはできないというのは、やっぱり新しい議会基本条例の一問一答方式という観点からしたら抵触するわけや、矛盾するわけや。だから、私の案やで。現行はお互い我々やってるんや。だから、これは改正後の第2案のいわゆるする。こんなん書かんでええと。書かんと、その発言時間、回数の制限でこういうふう質疑の回数を制限することもできると。運営に関する基準では、3回というのは基準や、規則でないねんけども書いてあるやさかいに、これ現行どおり。ただ、条例との整合性からいうたら、下手に規則で3回という制限というのはおかしい、これはできへんということから、こういう議論が出てるわけやな。だから、もうややこしい、私もさっき印部委員ずっと言いよったように、最初だけを変えて見たときに、わけわからんと。ぱっと見てインターネットの世界、時代に、どんな人が見るかわからん。南あわじ市議会の条例と規則は、こんな矛盾したこと出してるやんか、おかしいやないかと。恥をかかへんかというような思いがあって、こんなん削除したらどうかと。私の考えやったんやけど、全く同じ意見です。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私も頭悪いんかもわからんけど、一般質問において一問一答方式、これはわかる。今言いうのは、1議案について、これを制限したら矛盾するいうけど、どな

い矛盾するのか説明してくれへんけ。一般質問は、これはこれでええわけで、1議案に対して3問、3回やりとりして特別に理解できないときは、議長にもう1回よろしいかというようなことで、今まではやってきてますわね。それとこれは、一般質問と議案に対するこれとは違うと思う。どない矛盾するのか。

○柏木 剛委員長 誰が答えましょうか。事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 質疑も一問一答方式ということで基本条例でこのたび正式に、今までも運用はしていましたが正式に決められました。

一問一答方式というのは、回数制限なしに、1つ聞いて1つ答えもらって、1つ聞いて1つ答えもらって、納得するまでどこまでもやっていくというのが一問一答方式の本来のあり方です。この会議規則は、一応3回を超えることができないと回数制限をかけてます。一問一答方式の趣旨に反するというんではないんですけども、回数制限をするというのは、余り適切ではないんかなというふうな部分があって、申し合わせの方で3回までとしたらというような、いろいろな意見もありました。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 一問一答方式は、あくまでも一般質問やからな。これはもう一般質問で書いてあるやんか、代表質問も1回目登壇して。

○柏木 剛委員長 質疑及び質問です。この本文の方は、質疑及び質問は一問一答なんです。だから質疑も含めて一問一答にしようということです。

○阿部計一委員 うまいこと説明できんけど、矛盾してるやん。

○印部久信委員 ただし書き入れたらええん違うけ。ただし、このことについてはと、ただし書きは入れても何も構わないんだあな。それはどこに入れるか知らんぜ。運用に入れるのか規則に入れるのか、どこに入れるのか知らんけど、ただし、本会議における議案上程についてはという、ただし書きを入れたらできないこともないん違うか、どこかに。何かただし書きでどこかに入れたらいけるん違うか。

○柏木 剛委員長 事務局どうぞ。

○事務局次長（阿閉裕美） この質疑の回数の55条の部分についてですけども、特に

議長の許可を得たときは、この限りでないというふうなただし書きがついてますので、その部分で議長のある程度の裁量がききます。ところが、今回基本条例で一問一答方式というのが正式に条文として上がってきます。その中で、議長が3回を超えてこの限りじゃないと、4回目5回目と、今までは一問一答方式というのを条例化されてませんでした。申し合わせの中でいったんですけども、条文化されて、ある程度エンドレスに納得いくまで質疑というのが繰り返される中で、3回と決めます。決めた中で、今度議長が4回とする場合については、今までほど簡単にできないのかなという部分があります。それで県の議長会のほうにもこの部分について問い合わせをしました。そしたら、県の議長会のほうでは、会議規則で回数制限をすることも解釈によりできるかと思われまじくても、規則ではやっぱり一問一答とした場合は拘束が強くなり、制限回数を超えると規則違反ですよというようなことも出てくることもありますと。運営基準のほうでの回数制限であれば、ある程度、規則ではないので、申し合わせなんで、柔軟に対応できるので、議長の議会運営での負担も少ないのではないかと思われまじくても。それで、こんなことから南あわじ市議会の今までの一問一答方式の質疑の実態と考え合わせて、会議規則に規定するなり運営基準に規定するなり決めてもらうのが一番望ましい方法ですよというような回答がありました。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということやけど、一般質問とかこれは時間決まってるわな。議案が出てきて納得ができなかったら何回でもやるのか。納得するまで時間制限ないんでよ。そんなことしたら議会運営上いかなもんかなと思う。それだけ重要な議案であれば、それは全協なりして、ちゃんと説明せいというような場も設けられるし、こんなことしたら何回でもやりとりできるという解釈になるで。

○柏木 剛委員長 事務局。

○事務局次長（阿閉裕美） 阿部さん言われたように、基本条例の一問一答方式だけで、あと何も決めないでいますと、延々とする場合もあるので会議規則なり運営基準で3回ということを決めていただいているんです。会議規則で決めるか運営基準のほうで決めるかについては、今県の議長会のほうへ問い合わせした回答のようなことです。

○柏木 剛委員長 わかりました。蛭子委員。

○蛭子智彦委員 規則で縛るよりも、申し合わせなり基準なりで、一般質問で時間制限

をしているというようなことと同じように回数の制限、申し合わせですよ。だから、理解が変われば、規則に応じて自由にやっても構わんという理解になるかもわからないです。そこは申し合わせの話ということで、申し合わせであれば、議運の中でも議論で、規則まで変えんでもいけるということになれば、柔軟に対応もできる話になってくるんじゃないですか。

○柏木 剛委員長 ということは、もうこの会議規則の中には回数制限、回数の条項はなくていいんじゃないかという。

○印部久信委員 運営基準でやっというたらいい。

○柏木 剛委員長 という御意見ですね。はい、わかりました。

○久米啓右委員 蛭子委員と同じ意見なんですけど、時間制限についても、あらかじめという文言で会議規則で、実際の時間の制限は運営基準になってます。それと整合性がとれるので、そういう運営基準で回数を定めたほうがすっきりするんじゃないかと。

○柏木 剛委員長 ということは、もう一回確認しますと、第2案の発言時間と回数の制限は生かすという。55条は削除。56条は、回数の赤字は要らないということですか、御意見は。休憩します。

(休憩 午後 1時42分)

(再開 午後 1時43分)

○蛭子智彦委員 55条も56条も同じようなこと書いてあるん違う。

○柏木 剛委員長 56条の赤字の部分です。久米委員は、赤字は残してもいいんじゃないかという意見だったんですよ。

久米副委員長。

○久米啓右副委員長 55条削除すると、56条にまとめて書いてあるんで、回数制限は55条、時間制限は56条と分けて書いても別に問題ないかと思うんです。結局同じことなので、条数が1つ減るということで。時間制限が60分というのは、運営基準の中で決めてあるということと回数を3回にするということと。

○柏木 剛委員長 ということは56条も要らないということか。

○久米啓右副委員長 56条は要ります。

○印部久信委員 これは表の看板で残しといて、運営基準で今言うたことを書いたら運営できるんや。

○柏木 剛委員長 問題は56条そのものが・・・。

○印部久信委員 表看板はこうですが、この看板の中身はこうですよというのを運営基準で書いておいたらいいです。

○柏木 剛委員長 わかります。わかりますけども、問題は56条を残すか、残さなくてもいいんじゃないかと。全て運用に持ってくると。

○印部久信委員 表看板は残しといたらいいねん。表看板残しといて、運用基準で今までどおりできるようにしといたらいいねん。

○柏木 剛委員長 あらかじめという言葉出てきますけどね、56条には、それでいいんですね。

○印部久信委員 構わない、表看板はできるのよ。けど、運用基準は今までどおりのことを書いておいたら今までと一緒にえか。

○柏木 剛委員長 そういうことで、蛭子委員どうですか。

○印部久信委員 表看板はこうですよと。ただし、運用基準はこうですよと。

○柏木 剛委員長 そういうことですけどね。56条の中に回数制限が入っているんですよ。

○久米啓右副委員長 憲法の中の法律は、こうですよとしといたらいいのではないのか。憲法9条は、軍隊持ったらいかんけど、自衛隊はいいですよということや。何も今までの運用実態と変わらへんと。会議規則上だと、回数超えると厳密に言うと懲

罰とかかかるけども、運用基準の場合はそこまで問わないですから。

○柏木 剛委員長 整理します。今の御意見を全て参考にしまして、改革委員会としては、この会議規則は議会改革委員会の中で結論を出して、それを発委することとします。

その結果、どういうふうに会議規則を直すかということについての発委は、まず55条は削除しますと、56条の中に回数の部分も赤字を加えた格好で改正するとというのが結論でよろしいですか。

○印部久信委員 これはできるやさかいな、しますでないやさかいな、運用基準が生きてくるわけや。しますやったら、こんな運用基準できへん。

○柏木 剛委員長 了解ですか。ありがとうございます。

そしたら、この件については事務局よろしいですか。そういう格好で上程する運びと、全協の中にもこういう話をしないといけないですけど、そんな格好でやります。

○印部久信委員 終わったか。

○柏木 剛委員長 終わりました。この件につきましては1つの結論を得ましたので、終わります。

次に進みます。次の運用基準案は先ほど話したかと思えます。よろしいでしょうか。

それと別紙2のほうの話を。

○原口育大委員 運営に関する基準の部分も御意見伺っておかないとまずいかなと思うんですけど。

○印部久信委員 誰によ。ここでか、君には絶対言いひん。

○柏木 剛委員長 改めまして別紙1について、前の委員会を受けまして、こんな格好でまとめております。これは前に比べて、どこが変わったかちょっと私比較できない。ちょっと事務局わかれば説明してもらえますか。運用基準、別紙1。

○原口育大委員 運営に関する基準A3の大きいやつ。これについては、代表質問は質問席において一問一答方式で行う。ただし、1回目は登壇して一括質問、2回目以降、質問席において一問一答方式で行うこともできると。だから今まで代表質問の形を一括質疑でないというようなことで来ましたけども、全部を一問一答で行うこともできるという

ふうに、この前の意見を受けて変えております。あとは発言時間、それと先ほど問題になりました同一議員につき同一議題についての3回の制限というものが、ここの運営基準の中でうたうということになってます。

- 柏木 剛委員長 そうですね。これも一応確認ということで、御確認いただけますか。
 そういうことで、この基準というのはどういう格好で。全協でこの話をすればそのまま事務局で条例が変わった格好になるということですね。事務局のほうで条例案がこう変わりましたというペーパーがありましたね。わかりました。
 ということは、ここまで含めて次回の全協では改革委員会から報告するということになるわけですね。ということにしたいと思います。

- 印部久信委員 これ以上あれへんか。

- 久米啓右副委員長 ここには、出てないけども委員会条例、議会広報広聴特別委員会を常任委員会に設定するという委員会条例を。

- 印部久信委員 それこそ議運じゃわ。それは議運議運。そんなことしよったら怒らえら。役割分担あるよ。

- 柏木 剛委員長 そんな時間かからんと終わります。

 次、運用基準は、前の御意見いただきましたので見直していただくとしまして、別紙2のほうで、委員会調査報告書というのを私のほうで原稿をつくりました。これをこの委員会で見ていただきまして、上程後こういう格好で調査報告しようと思ってます。朗読する必要はないでしょうか。

 そして次に最後の議題ですけども、今後の日程ということでお話させてもらいますと、大分話がずれてきましたが、一応予定としては、あすの決算委員会終了後に議運を開くことになってました。ただし、議運の議題がうんと減りまして、きょうの結果を9月18日の決算委員会の最終日の後、全協を開いてもらうように申し入れしております。そこで、この件ほぼ一括して改革委員会から全協に報告する格好になりますというのが次です。その後、9月26日の最終日にこの議会基本条例とここでいいますと会議規則を改革委員会のほうから上程するという運びで考えております。提案理由につきましては前回見ていただきましたようなことにつきましてやろうと思っております。

- 印部久信委員 これこそ余計なことやけど、広報広聴委員会の常任委員会化は議運のほうから当然発委されると思うし、それまでに全協での報告はあるわけやの。そういうこ

とやの。

○柏木 剛委員長 それでは、これで一旦終わります。

(閉会 午後 2時01分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 9月11日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 柏 木 剛